

# 令和6年度町県民税の特別徴収義務者(事業者)の皆様へ 【大槌町 税務会計課】

## 1 同封書類について

### (1) 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)

※以下、決定通知もしくは変更通知と記載しております

→「従業員の給与から特別徴収(天引き)する税額」と「事業所が納入する税額」を確認し、各月の納入期限までに納入するよう、お願いいたします。

**※町県民税に係る定額減税について、特別徴収事務方法は例年通りですが、特別徴収する税額が変則的となっている場合がありますのでご注意ください。**

決定通知は、令和6年4月 15 日(月)までに大槌町役場へ提出された課税資料及び特別徴収に係る各種異動届出書の内容を基に作成しております。以降に提出されたものは、6月 10 日(月)以降順次、反映した変更通知にて通知いたします。

【eLTAXによる令和6年度給与支払報告書の提出時、特別徴収義務者用の税額通知受取方法を「電子データ」選択している事業者様へ】  
事業者様が設定した「通知先 e-mail」に送信しておりますので、受信内容を確認するようお願いいたします。

### (2) 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)

→特別徴収対象の従業員が複数人いる場合は税額通知書が連なっておりますので、ミシン目に沿って切り取り、内容は個人情報のため圧着部分を開封することなく、必ず従業員にお渡しください。

【eLTAXによる令和6年度給与支払報告書の提出時、納税義務者用の税額通知受取方法を「電子データ」選択している事業者様へ】

上記の場合は、圧着タイプの書面ではなく、電子データにて通知しております。詳細は、「地方税共同機構特設ページ」に説明があるほか、従業員向けの文書「令和6年度町県民税の納税義務者の皆様へ」に通知書の確認方法を記載しましたので、従業員に周知するようお願いいたします。

【事業者様で行なうこと】①「通知書作成システム」から電子データをダウンロード ②従業員ごと作成されている ZIP ファイルと PDF ファイルの2つを各従業員へ配布し、確認するよう案内

### (3) 納入書 ※必要とする事業者様にのみ同封しております

→原則、再発行は対応いたしかねますので大切にお取り扱いください。税額に変更があった際は、印字されている税額を二重線で抹消(訂正印不要)し、合計額の欄に変更後の税額を記入し、納入してください。

**【6月分(納入期限7月)の納入書について(定額減税関係)】6月分の納入金額が空欄の場合があります。これは、大槌町の全従業員から特別徴収する6月分の税額が定額減税の制度上、「0円」となるためです。該当する場合は、6月分の納入書は使用しないようご注意ください。**

### (4) 特別徴収のしおり

→「町県民税の概要」・「特別徴収事務に関すること」についての内容や、「特別徴収に係る各種異動届出書」の使用様式が綴られていますので、ご確認・ご活用ください。

## 2 納税義務者(従業員)の確認のお願い

上記1(1)に記載されている従業員が、特別徴収対象であるかご確認ください。下記に該当する方は、特別徴収に係る各種異動届出をお早めに提出するようお願いいたします。

### ●特別徴収したい従業員(新規雇用・従業員からの特別徴収希望等)がいる場合

→「特別徴収切替依頼書」をお早めにご提出ください。特別徴収の開始月については、特別徴収義務者(事業者)の希望に沿って切り替え、場合によっては変更通知を通知する前に税額をお伝えします。

なお、普通徴収(個人で納付する方法)の納期限を過ぎた期別の税額や、普通徴収にて納付済の税額は特別徴収に切り替えることはできませんので、ご注意ください。

### ●特別徴収できなくなった従業員(退職・休職・給与支払不定期等)がいる場合

→「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下、異動届と記載しております)をお早めにご提出ください(記入方法は「特別徴収のしおり」をご参照ください)。なお、異動届は年税額が0円の場合であっても、必ず提出をお願いいたします。

### ●特別徴収する事業所が変更となる従業員(転勤や再就職先がある等)がいる場合

→異動届をお早めにご提出ください。新しい勤務先へ特別徴収事務を引き継ぐことが可能な場合は、異動の事由を「転勤」とし、「特別徴収継続」についてご記入ください。また、徴収開始月・月割税額を新しい勤務先へ連絡のうえ、大槌町役場へ提出をお願いいたします。

なお、新しい勤務先が不明である場合は、「退職」と同様の届出を大槌町役場へご提出ください。

# 令和6年度町県民税の特別徴収義務者(事業者)の皆様へ

## 3 納入について

### (1)納入期限

期別	納入期限	期別	納入期限
令和6年6月	令和6年7月 10 日(水)	12 月	令和7年1月 10 日(金)
7 月	8 月 13 日(火)	令和 7 年1月	2 月 10 日(月)
8 月	9 月 10 日(火)	2 月	3 月 10 日(月)
9 月	10 月 10 日(木)	3 月	4 月 10 日(木)
10 月	11 月 11 日(月)	4 月	5 月 12 日(月)
11 月	12 月 10 日(火)	5 月	6 月 10 日(火)

### (2)納入場所

→同封書類「特別徴収のしおり」の裏面に記載されている大槌町指定(代理)金融機関にて、納入期限までに納入ください。

なお、ゆうちょ銀行(郵便局)での納入は令和6年度町県民税を当初納入する際に、納入先とする予定の支店等に対し、「特別徴収のしおり」内へ綴りこまれている「指定通知書」をご提出する必要があります。

### (3)納入期限までに納入しなかった場合

→納入期限から20日以内に督促状を送付いたします。

## 4 特別徴収に関する Q&A

Q1. 退職等により特別徴収していない従業員が決定通知に記載されているのですが、なぜですか？

A1. 異動届を提出していないか、4 月 15 日(月)以降に異動届を提出しているためです。

→異動届の提出がない場合、特別徴収のままとなってしまいます。また、給与支払報告書の提出時に特別徴収として指定後、退職等された場合についても異動届の提出が必要となります。

Q2. 従業員が他市町村から大槌町へ引っ越しました。特別徴収事務において何か手続きは必要ですか？

A2. 不要です。ただし、令和7年度の給与支払報告書を提出する際は、提出すべき市町村の再確認をお願いいたします。

→住民税(町県民税)は1月1日時点の住所で課税されます。仮に特別徴収している従業員が令和6年1月1日以降に大槌町へ引っ越した場合であっても、令和6年度の住民税は引っ越し前の市町村に納入することとなります。また、令和7年1月1日時点で大槌町に住所があった場合は、大槌町に令和7年度の給与支払報告書をご提出ください。その後も特別徴収としている場合は、大槌町から決定通知が通知されます。

Q3. 特別徴収に係る各種異動届出書の提出時には押印は必要ですか？

A3. 令和3年4月1日以降、押印は不要です。

→ただし、法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を記載するようお願いいたします。

Q4. 特別徴収に係る各種異動届出書を紛失してしまったのですが、再発行できますか？

A4. 【大槌町行政サイト】申請書ダウンロード → 「税関連」にて以下がダウンロードできます。

(1)特別徴収のしおり(一部抜粋版)

(2)給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(記入例もございます)

(3)特別徴収切替依頼書

(4)特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

(5)特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(6)特別徴収税額の納期の特例に関する届出書

Q5. 町県民税の定額減税について教えてください。

A5. 別紙文書「令和6年度町県民税の納税義務者の皆様へ」をご覧ください。

→概要や、給与からの特別徴収となる場合の定額減税実施方法、通知内への記載など説明されております。

Q6. 所得税の源泉徴収に係る定額減税について教えてください。

A6. 国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。 ※QR コードはこちら→→→

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



【お問い合わせ】大槌町役場 税務会計課 (電話番号:0193-42-8711)  
○税額・届出に関すること … 課税係 ○納付に関すること … 収納係